

邑南町行財政改善実施計画

平成31年3月

邑 南 町

目 次

第1	行財政改善実施計画の内容	1
第2	行財政改善の具体的内容	1
1.	事務事業の見直し	1
(1)	事務事業の整理合理化	1
(2)	民間委託等の推進	1
(3)	補助金等の整理合理化	1
(4)	自主財源の確保、受益者負担の適正化と収入未済額の解消	2
(5)	公営企業等の経営合理化の推進	3
2.	公共施設の管理運営等の見直し	3
(1)	施設の整理合理化	3
(2)	施設のあり方を見直し	3
(3)	管理運営方法の見直し	3
3.	組織・機構の見直し及び定員管理・給与等の適正化	4
(1)	組織・機構の見直し	4
(2)	定員管理の適正化	4
(3)	給与制度の適正化	4
4.	公正・信頼性の確保と透明性の向上	5
(1)	住民参加・協働の推進	5
(2)	公正の確保・透明性の向上	5
(3)	町民への情報提供	5

第1 行財政改善実施計画の内容

この行財政改善実施計画は、基本計画となる行財政改善計画において基本的な考えを掲げた重点事項に関し、具体的な行動方針等について定め実行することを目的としています。

また、この行財政改善実施計画は各項目について適時作成し見直しを行いながら進めていきます。具体的には、各項目は行財政改善計画の項目と同じとし、状況に応じ見直しを行います。また、具体的な内容の記載がない項目は今後作成していく項目となります。

第2 行財政改善の具体的内容

1. 事務事業の見直し

(1) 事務事業の整理合理化

①目標

ア 重点施策などの通常業務化、業務の平準化、業務の複数担当制の確立による事務事業の整理合理化

②目標年度

ア 平成32年度

③具体的実行

ア 組織・機構の見直しと並行し、重点施策や権限移譲に係る事務事業は3年程度で通常業務化し、初期の目的を達成した事業を廃止する。個々の業務の平準化を行い働き方の改善と組織力の向上を実現する。業務の複数担当制度を定着させチェック体制の強化と後継者の育成、職員の能力の向上、事務事業内容の充実、事務事業の信頼性の確保を図る。

(2) 民間委託等の推進

(3) 補助金等の整理合理化

①目標

ア 町単独の補助事業の整理合理化

イ 固定資産税前納報奨金の廃止

②目標年度

ア 平成32年度

イ 平成31年度

③具体的実行

ア 町単独の補助事業の政策的目標と成果を評価し、補助を受ける側で依存財源化している事業を見直し、真に政策誘導する事業に限定する。必要に応じ住民による検討委員会を設立、諮問し、その答申を踏まえ方針を決定する。

イ 自主納税意識の向上や口座振替の普及などにより前納報奨金の目的が達成されているほか、資力の異なる納税者間及び他税目との公平性を確保する必要性が生じていること、県内では本町以外の全団地で廃止していること、このような状況を踏まえ廃止することとし、次のとおりとする。

平成31年度当初予算に計上しない。口座振替への切替えを更に啓発する。

(4) 自主財源の確保、受益者負担の適正化と収入未済額の解消

①目標

ア 自主財源の確保について、ふるさと寄附額を2億円とする。

イ 受益者負担の適正化

ウ 収入未済額の解消について、制度と体制を整備し収入未済額の解消を行う。

②目標年度

ア 着手：平成31年度

達成：平成34年度

イ 平成32年度

ウ 条例制定：平成31年3月議会

実施：平成31年度から

③具体的実行

ア 専門の担当部署を設け、町内の事業所に管理と推進等の業務を委託し、寄附額を増額させる。

イ 住民による検討委員会を設立、諮問し、その答申を踏まえ方針を決定する。

ウ 公債権と私債権に係る債権管理条例を制定し、管財課で債権情報を管理し必要なルールを定め、財務課の徴税担当と各課の徴収担当が連携して徴税・徴収にあたる体制を整え、収入未済額の解消を行う。

(5) 公営企業等の経営合理化の推進

2. 公共施設の管理運営等の見直し

(1) 施設の整理合理化

①目標

ア 各施設の個別計画を作成し、施設の長寿命化計画、10%削減計画を作成する。

②目標年度

ア-1 着手：平成31年度

完了：平成32年度

ア-2 着手：平成32年度

完了：平成33年度

③具体的実行

ア-1 ①職員による「個別計画策定委員会（仮称）」の設置し、②同委員会で各施設の今後のあり方と個別計画についての案を作成する。

ア-2 ①住民による「公共施設あり方検討会（仮称）」を設立し、②同検討会に上記案を諮問し、その答申を踏まえて各施設の個別計画等を作成する。

(2) 施設のあり方の見直し

①目標

ア 新たな公共施設を設置する場合の住民ニーズの把握、利用頻度・利用方法等の検討、維持管理費を含めた全体経費など、多面的な検討と効率的で質の高い公共サービスの提供につながるためのルールとなる手順書を作成する。

②目標年度

ア 平成32年度

③具体的実行

ア 庁内の検討会議を開き、手順書を作成する。

(3) 管理運営方法の見直し

3. 組織・機構の見直し及び定員管理・給与等の適正化

(1) 組織・機構の見直し

①目標

ア 現在の13課、2支所、1事務局と教育委員会2課から、社会情勢を踏まえながら2課または3課減少させる。

イ 現在の9室は係化し事務の整理を行う。

②目標年度

ア 平成32年度

イ 平成32年度

③具体的実行

ア 平成31年度は機構改革を行い企画財政課の財政部門と税務課を統合し財務課、企画財政課の企画部門と定住促進課を統合し地域みらい課とする。

イ 平成31年度は農林振興課の地産地消推進室を係とする。

(2) 定員管理の適正化

①目標

ア 類似団体の状況を踏まえた定員適正化計画を作成し、行政のスリム化を目指す。

②目標年度

ア 作成：平成30年度

達成：平成40年度

③具体的実行

ア 事務・事業を整理・縮小することにより組織・機構の見直しを行うとともに職員育成を行い、早期に目標を達成する。

(3) 給与制度の適正化

①目標

ア 類似団体及び近傍団体の状況を踏まえ、適正な水準を維持する。

②目標年度

ア 平成34年度

③具体的実行

ア 平成28年度から給与表の総合的見直しにより実施している。平成29年度と30年度は社会人経験者採用試験の実施により職員の年代間調整を行っている。以後は類似団体の水準を踏まえた定員適

正化計画に基づき機構改革と事務事業の縮減を行うことにより職員数を抑制し、ラスパイレス指数に注視しながら給与総額を減額する。

4. 公正・信頼性の確保と透明性の向上

(1) 住民参加・協働の推進

(2) 公正の確保・透明性の向上

(3) 町民への情報提供

①目標

ア 行財政改善の進捗と効果等をわかりやすく町民に公表する。

②目標年度

ア 開始：平成31年度から

③具体的実行

ア 自治会長、行政協力員会議での報告、町政座談会での説明、広報おおなんやケーブルテレビでの説明などを行うほか、町民報告会などの開催を検討する。